

## 仕 様 書

- 1 件名：石油製品売買契約(単価契約)(安芸地区)
- 2 規格及び予定数量：レギュラーガソリン 4,500L、軽油 100L、灯油 200L
- 3 契約期間：(自)令和 7 年 3 月 31 日 (至)令和 7 年 9 月 30 日
- 4 契約内容  
安芸森林管理署にて使用している業務用自動車等へのレギュラーガソリン・軽油の給油及び灯油の提供を行う。
- 5 提供方法
  - (1) 受注者は、車ごとに給油伝票・チケット又はカードを発行するものとし、発注者が供給スタンドで供給を受ける場合、灯油については配達による供給を受ける場合は、発行された給油伝票を提出して上記 4 の内容を実施できるものとする。
  - (2) 給油所が下記のエリア内に所在すること。  
北側：県道 29 号線井ノ口郵便局、県道 208 号線東ノ岡バス停まで  
東側：国道 55 号線安芸川橋まで  
南側：安芸川河口から安芸漁港まで  
西側：国道 55 号線沿い土佐くろしお鉄道ごめんなはり線球場駅前まで
- 6 納品及び請求
  - (1) 給油店は、安芸森林管理署職員が車両を持ち込み、給油伝票・チケット又はカードを提示した時は、当該職員が指示するところにより給油するものとする。
  - (2) 請求にあたって受注者は、供給したガソリン等について、一ヶ月分を取りまとめた一覧表を作成するものとし、一覧表には、納品年月日・品名・給油車両番号・数量及び一ヶ月分の合計数量を表示した内訳書を添付するものとする。
  - (3) 受注者は、上記(2)の一覧表並びに請求書を翌月の 10 日(休日の場合は直前の平日)までに提出するものとする。
- 7 その他
  - (1) 予定数量は 6 ヶ月間の見込み数量であり、車両の使用状況により変動するので変動があっても意義の申し立ては認められない。
  - (2) 契約期間内に受注者が経営する給油店の閉鎖などにより、給油箇所に変更があった場合は、遅滞なく報告すること。
  - (3) 油伝票・チケット又はカードの発行に係る経費は、受注者負担とする。
  - (4) 本仕様書について疑義又は不明な点がある場合は、担当者へ照会すること。